

荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

NOVEMBER 2008



荻窪に住んでいた偉人たち

三遊亭小圓遊





第13回

今話題の 証券税制

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、平成20年度改正における証券税制のポイントについて、ご紹介します。

サブプライムローン問題、リーマンブラザーズの破綻など、なかなか明るい兆候が見えてこない株式市場ですが、こんなときだからこそ今後の証券税制の行方について、一緒に確認してみませんか。

〔1〕金融所得課税の一体化

〔1〕現在の税制「貯蓄から投資へ」

(平成15年度改正がベース)

現在の証券税制は、平成15年度税制改正がベースとなっており、平成19年度改正において軽減税率の延長を実施して今日に至っています。

ここでは、平成15年度税制改正をもう一度振り返ってみたいと思います。

平成15年度税制改正は、「貯蓄から投資へ」の言葉通り、「投資」つまり「上場株式等の譲渡益(譲渡所得)」や「上場株式等の配当(配当所得)」に対する税率が10%に軽減されたのに対して、「貯蓄」つまり「預貯金の利息(利子所得)」に対する税率は20%のままとし、投資家の投資意欲を促進する税制となっていました。

〔2〕平成20年度税制改正「金融所得課税の一体化」(税率20%に統一)

現在の「貯蓄から投資へ」の下でおこなってきた投資優遇税制は、新しい金融商品を開発などにより、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工す

ることも可能になっている現況においては、税の公平性・簡索性が保てなくなりつつあります。

そこで、平成20年度税制改正において、「金融所得課税の一体化」という観点から、平成21年より、「利子所得」、上場株式等の配当所得(以下「配当所得」という)、上場株式等の譲渡所得(以下「譲渡所得」という)に対する課税について、原則として「20%の分離課税」にそろえることにしました。

従来、(上場株式等にかかる)配当所得と譲渡所得について、10%(所得税7%・住民税3%)の税率が適用されていたため、この改正は実質的な増税となります。

ただし、急に10%にすると、負担が大きいため、二年間の特例措置を設けることにしたのです。つまり、「一定額以下の配当所得や譲渡所得なら10%のままでもいいですよ」としたわけですね。これが「二年間の特例措置」です。

〔3〕二年間の特例措置(平成21年・平成22年)

平成21年および平成22年について、①「一定額以下の譲渡益」、

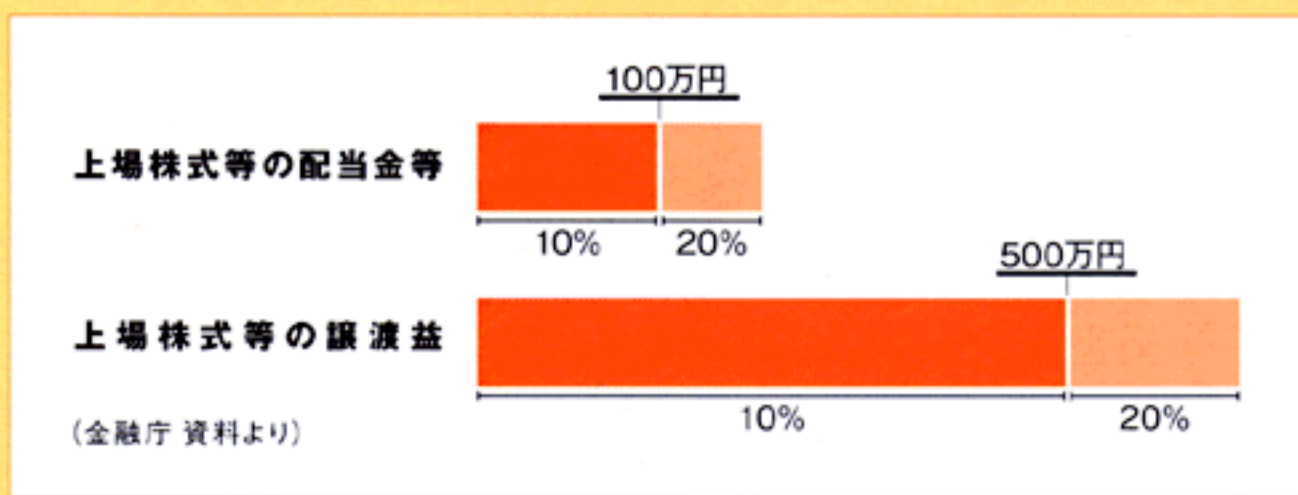
および②「一定額以下の配当所得」について、(従来どおりの)10%の税率を適用します。

①一定額以下の上場株式等の譲渡益(譲渡所得)

500万円以下の譲渡益

②一定額以下の配当所得

100万円以下の配当所得



(4) 源泉所得税にも特例措置あり(平成21年・平成22年)

平成20年度改正により、「利子所得」・「配当所得」・「譲渡所得」について、源泉所得税についても、原則20%の源泉所得税

が課税されるように改正されています。

ただし、平成21年・平成22年については、上場株式等にかかる「配当所得」および「譲渡所得」については、源泉所得税も10%

のままとしています。

そのため、上記(2)に該当

する「一定額以下の譲渡益」や「一定額以下の配当所得」については、平成21年および平成22年は、源泉徴収のみで課税関係を完了

させ、申告不要とすることもできます。

また、

なお、平成23年以降は、特例措置がなくなるため、利子所得・配当所得・譲渡所得のすべてについて20%の源泉所得税が課さ

れます。

したがって、平成23年以降は、

源泉徴収のみで課税関係を完了させて、申告不要とすることも可能です。

〔2〕 損益通算の特例の創設

平成21年から「上場株式等の配当所得」の間で損益通算ができるようになりました。

従来、譲渡株式等の譲渡損失が出た場合、その年度の譲渡益と相殺し、相殺しきれない部分について「上場株式等の譲渡損失の繰越控除(注1)」を利用するしかありませんでした。あくまで譲渡所得内での損(△)と益(+)の相殺しか認めていなかったのです。

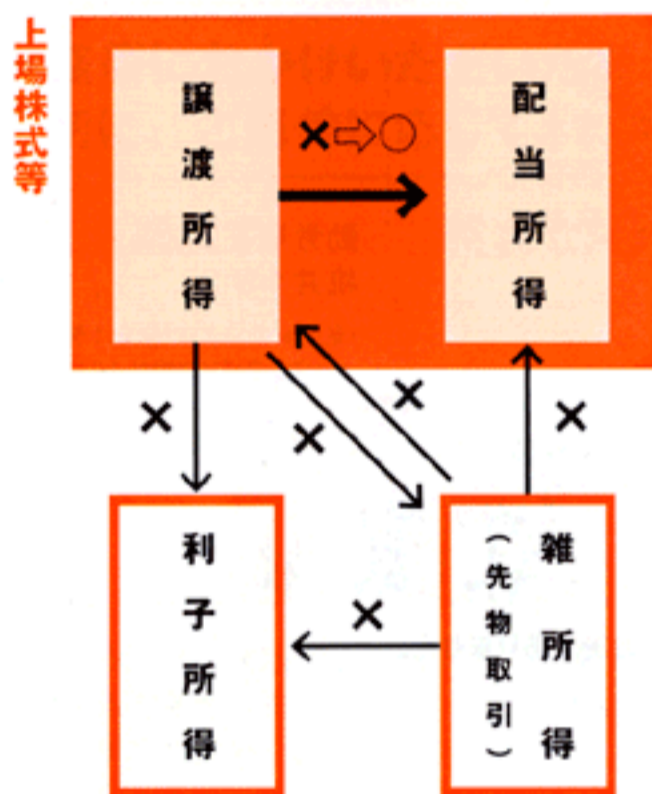
これに対して、今回の改正では、「上場株式等の譲渡損失(△)」について、「上場株式等の配当(+)」と相殺できるようになったことで、「個人投資家の株式投資リスクの軽減に役立つ」ものと期待されています。

(注1)「上場株式等の譲渡損失の繰越控除(注1)」について

上場株式等による譲渡損失を同じ年の他の株式等の譲渡による譲渡益と相殺してまだ損失がある場合には、翌年以後3年間の株式等の譲渡益と相殺することができません。なお、損失を繰り越すためには確定申告が必要です。

左記の図でもわかるように、今回の改正で相殺が可能になったのは、上場株式等の譲渡損失(△)と配当所得(+)のみで、他の所得との相殺は認められていません。

損益通算のイメージ



〔3〕 適用時期についてのまとめ

いままで説明してきた内容をまとめたものが下記の図表です。適用時期について、もう一度ご確認ください。

また、個別の株式の売買に係る税務については、証券会社の担当者および顧問税理士に再度ご確認ください。

上場株式等の譲渡益及び配当の課税関係

	~H20.12	H21.1~ H22.12	H23.1~
税率	10%	【原則】20% 【特例措置】 上場株式等の譲渡益(500万円以下の部分)10% 上場株式等の配当(100万円以下の部分)10%	20%
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	10%(譲渡益500万円以下、配当100万円以下の場合、→申告不要可)	20% (申告不要可)
損益通算	-	「上場株式等の譲渡損」と「配当」の損益通算 21.1~ 確定申告による対応 22.1~ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に	



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

税制副委員長
小林 誉光